

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。</p> <p>3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。</p> <p>4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。</p> <p>5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。</p> <p>6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。</p> <p>第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。</p> <p>3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・自治基本条例 第10条第4項 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・地方自治法 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p> <p>③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>・茅ヶ崎市附属機関設置条例 (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(設置) 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。</p> <p>(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則その他の規程で定める。</p> <p>・茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱 (定義) 第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、調停、審査、諮問又は調査を目的として法律又は条例の定めるところにより設置するもの(当該附属機関に部会、分科会等が設けられている場合は、当該部会、分科会等を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>2 前項の附属機関は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 本市職員以外の者が参加するもの</p> <p>(2) 調停、審査、諮問又は調査を行うもの</p> <p>(3) 合議体(定足数、議決方法、長の選任その他必要な事項を規定し、会議において審議又は協議した結果及び意見を取りまとめ、本市の諮問に対する答申及び施策等に対して具申等を行うものをいう。)として一定の結論(両論併記を含む。)を導き出すもの</p> <p>3 この要綱において「懇談会等」とは、行政運営上の参考とするため、市民や有識者等(以下「市民等」という。)から意見や助言を聴取し、又は市民等との意見交換を行うことを主な目的として法律又は条例の規定に基づかず、規則又は要綱(以下「規則等」という。)の定めるところにより本市が設置する懇談会、懇話会、研究会等附属機関に類する機関であって意思決定を伴わないものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 本市職員のみを構成員とするもの</p> <p>(2) 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの</p> <p>(3) 他の地方公共団体又は関係機関等の連絡調整を目的として設置するものであって本市の機関内部に事務局が置かれているもの</p> <p>(4) 特定の事業又は業務を実施するために組織する実行委員会等</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法 第7条第1項 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>同条第6項 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>・ 土地区画整理法 第3条第4項 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (基本理念)</p> <p>第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(国土強靱化地域計画)</p> <p>第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。</p> <p>(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)</p> <p>第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・まち・ひと・しごと創生法</p> <p>第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>・地域再生法</p> <p>第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>第13条の2 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・地方自治法</p> <p>第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法 <p>第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>第13条の2 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> ・まち・ひと・しごと創生法 <p>第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> ・地方自治法 <p>第241条第1項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>同条第8項 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> ・茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金条例

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法 <p>第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>第13条の2 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> ・まち・ひと・しごと創生法 <p>第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> ・地方自治法 <p>第241条第1項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>同条第8項 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> ・茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金条例

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法 (中核市の権能)</p> <p>第252条の22 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるとする。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法 (協議会の設置)</p> <p>第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。</p> <p>5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。</p> <p>6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市庁議規程 (設置) 第1条 市政の円滑かつ効率的な運営を推進するため、市政の運営方針、重要な施策等を審議し、又は協議する庁内機関(以下「庁議」という。)を設置する。</p>